社会教育施設における防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱 (趣旨)

- 第1条 この要綱は、別表第1及び別表第2に定める施設(以下「社会教育施設」という。) に設置し、又は社会教育施設において運用する防犯カメラ等の設置及び運用に関し、船橋市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱(平成24年船橋市要綱)第14条及び第15条の規定により準用する同要綱第14条(第6号から第8号までを除く。)の規定に基づき、個人情報の適切な取扱いに資するため、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 防犯カメラ 犯罪防止、施設の適正管理、事故防止等を目的として公共施設等に継続的に設置する特定の個人を識別できる画像の撮影装置であって、記録機能を備えているものをいう。
 - (2) 防犯カメラ等 防犯カメラ、画像表示装置、画像記録装置その他附属物をいう。
 - (3) 画像 防犯カメラにより撮影され、即時に画像表示装置により表示される画像(音声を含む。以下同じ。)をいう。
 - (4) 画像データ 防犯カメラにより撮影され、画像記録装置又は外部記憶媒体に記録された画像のデータをいう。
 - (5) 再生画像 画像表示装置により表示された画像データをいう。 (船橋市教育委員会の責務)
- 第3条 船橋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、市民等が承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有することに鑑み、防犯カメラ等の設置又は運用に関し、個人情報の保護に努めるものとする。
- 2 教育委員会は、画像及び再生画像並びに画像データ(以下「画像データ等」という。) から知り得た内容の漏えい並びに画像データの毀損、滅失及び改ざんの防止その他の個 人情報の適切な管理のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講じるも のとする。
- 3 職員又は職員であった者は、画像データ等から知り得た内容をみだりに他人に知らせ、 又は不当な目的に利用してはならない。

(防犯カメラ等の設置)

第4条 教育委員会は、社会教育施設の利用者の事故防止、犯罪の予防、社会教育施設の 適正な管理及び警備等守衛業務の補助として、防犯カメラ等を設置する。

- 2 防犯カメラの設置場所、設置台数及び撮影範囲は、別表第1に定めるとおりとする。 (防犯カメラ等管理者)
- 第5条 教育委員会は、画像データ等から知り得た内容の漏えい並びに画像データの毀損、 滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のため、防犯カメラ等管理者(以 下「管理者」という。)を置く。
- 2 管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者が指名する者がその職務を代行する。
- 3 管理者は、当該防犯カメラ等の運用を担当する所属の長をもって充てる。ただし、当 該所属の長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(防犯カメラ等取扱者)

- 第6条 管理者は、必要に応じ、その業務を補助する防犯カメラ等取扱者(以下「取扱者」 という。)を置くことができる。
- 2 取扱者は、防犯カメラ等の作動点検を随時行い、異常が認められた場合は遅滞なく管理者に連絡しなければならない。

(防犯カメラの設置の表示)

第7条 教育委員会は、防犯カメラを設置している旨及び防犯カメラの設置者名又は管理者の職名を防犯カメラの設置場所又は撮影区域内の見やすい場所に容易に視認できる方法により表示するものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、それらを撮影に係る施設内の見やすい場所において容易に視認でき、かつ、撮影範囲を明示する方法で表示することができる。

(画像表示装置及び画像記録装置の設置場所)

第8条 教育委員会は、防犯カメラに係る画像表示装置及び画像記録装置を施錠可能な室内等で職員以外の者が見通すことができない場所に設置する。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(画像データの管理)

- 第9条 画像データの管理は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 管理者及び取扱者以外の者は、防犯カメラ等の操作をしてはならない。
 - (2) 管理者は、画像データを編集し、又は加工することなく、撮影時の状態のままで保管しなければならない。
 - (3) 外部記憶媒体に係る画像データは、教育委員会が特別の事情があると認めるときを除き、施錠可能な室内の施錠可能な保管庫内で保管しなければならない。この場合においては、管理者の許可なく、画像データを保管場所以外に持ち出してはならない。

- (4) 管理者、取扱者その他の職員は、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合は、画像を監視することができる。
- (5) 管理者及び取扱者は、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合は、再生画像を検索することができる。この場合において、管理者が特に必要があると認めるときは、管理者及び取扱者以外の職員並びに管理者が指定した者を立ち会わせること(再生画像の撮影を含む。)ができる。
- (6) 管理者は、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合は、画像データの複製物を作成し、捜査機関に提供することができる。
- (7) 画像データは、前号に該当する場合その他防犯カメラ等の設置目的を達成するため に必要な場合を除き、複製してはならない。
- (8) 画像データの保管期間(重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間をいう。以下同じ。)は、別表第1に定めるとおりとする。
- (9) 前号の規定にかかわらず、第5号の規定により再生画像を検索し、若しくは第6号の規定により画像データの複製物を提供し、又は次条第2項の規定により画像データを利用し、若しくは画像データの複製物を提供した場合は、当該検索し、提供し、又は利用した日から1年間、保管期間を延長するものとする。
- 10 保管期間を経過した画像データは、速やかに、かつ、確実に消去するものとする。
- (11) 記憶媒体の劣化が認められた画像データ及び第6号又は次条第2項の規定により提供した後に返還された複製物である画像データは、速やかに、かつ、確実に消去し、 及び記憶媒体の破砕、裁断等を行い、廃棄するものとする。

(画像データの利用及び提供の制限)

- 第10条 教育委員会は、法令に基づく場合を除き、防犯カメラ等の設置目的の範囲を超えて画像データを教育委員会内部若しくは市の機関(市長、公営企業管理者、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。)相互において利用し、又は画像データの複製物を他の市の機関若しくは市の機関以外の者に対して提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、設置目的以外の目的のために画像データを自ら利用し、又は画像データの複製物を提供することができる。ただし、画像データ及び画像データの複製物を設置目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

- (2) 教育委員会が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で画像データを内部で利用する場合であって、当該画像データを利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に画像データの複製物を提供する場合において、画像データの複製物の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る画像データを利用し、かつ、当該画像データを利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために画像データの複製物を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他画像データの複製物を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定により、画像データを利用し、又は画像データの複製物の提供を受けようとする者は、法令又は条例に定めがある場合を除くほか、社会教育施設における防犯カメラ等に係る画像データ利用・提供申込書(第1号様式)により教育委員会に申し込まなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定による申し込みがあった場合は、その内容を審査し、利用 又は提供の承諾・不承諾を決定し、その旨を社会教育施設における防犯カメラ等に係る 画像データ利用・提供承諾・不承諾通知書(第2号様式)により、当該申込みをした者 に通知するものとする。
- 5 教育委員会は、第2項の規定により画像データの複製物を提供する場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、画像データを収集したときの取扱目的以外の目的のための利用を特定の部局に限ることができる。
- 6 教育委員会は、第2項の規定により画像データの複製物を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供先に対し、提供に係る画像データの利用目的又は利用方法の制限その他必要な制限を付するとともに、次に掲げる安全確保の措置を講ずることを求めるものとする。ただし、官公署に提供する場合は、この限りでない。
 - (1) 画像データの漏えい、毀損、滅失及び改ざんの防止に関すること。
 - (2) 画像データの複製物の提供を受けた目的以外の利用及び提供の禁止に関すること。
 - (3) 画像データを無断で複写し、又は複製することの禁止に関すること。
 - (4) 画像データの搬送に関する事項
 - (5) 画像データの複製物の提供を受けた目的に係る業務(第8号において「業務」という。)終了後の画像データの複製物の取扱いに関すること。
 - (6) 画像データの取扱いに関し、従事者への周知に関すること。

- (7) 画像データの取扱いに関し、責任者の設置に関すること。
- (8) 業務の委託の禁止又は制限に関すること。
- (9) 事故等の発生時における報告義務に関すること。
- (10) 損害賠償に関すること。
- (11) その他画像データの保護に関し必要な事項

(再生画像の検索等に伴う記録)

第11条 管理者は、再生画像の検索並びに画像データの複製、提供、目的外利用・提供、 消去(教育委員会が特別の事情があると認めるときを除く。)及び廃棄に関する事項その 他必要な事項を社会教育施設における防犯カメラ等に係る画像データ管理簿(第3号様 式)に記録しなければならない。

(苦情の処理)

第12条 管理者は、防犯カメラ等の設置又は運用に関する苦情があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(保安カメラの設置及び運用)

- 第13条 教育委員会は、第4条第1項に規定する目的のため、第2条第1号に規定する 撮影装置であって、記録機能を備えていないもの(以下「保安カメラ」という。)を設置 する。
- 2 保安カメラの設置場所、設置台数及び撮影範囲は、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 前各条の規定(第4条及び第9条(第1号及び第4号を除く。)から第11条までを除く。)は、保安カメラ、画像表示装置その他附属物について準用する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年1月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成28年10月21日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年7月17日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年6月8日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年10月8日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年1月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年2月4日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年3月10日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年7月3日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和7年3月6日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和7年10月13日から施行する。

第1号様式

社会教育施設における防犯カメラ等に係る画像データ利用・提供申込書

年 月 日

船橋市教育委員会 あて

住所又は居所 (法人その他の団体にあっては事務所又は事業所の所在地)

〒 −

フリガナ

氏名 (法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名)

連絡先電話番号

法人その他の団体にあっては担当者氏名

社会教育施設における防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり画像データの利用・提供を申し込みます。

記

利用目的						
施設名 撮影場所						
検索画像データ	年年	月月	日日	時 時	分頃から 分頃まで	
記録媒体	□複製デーロその他	ータ				
検索利用者 職・氏名						
保管責任者 職・氏名						
返却予定日	年	月	日			
特記事項						

第2号様式

社会教育施設における防犯カメラ等に係る画像データ利用・提供 承諾・不承諾通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

船橋市教育委員会 印

年 月 日付けで申込みのあった社会教育施設における防犯カメラ等に係る画像データの利用・提供について、社会教育施設における防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱第10条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 利用・提供を承諾します。返却期日 年 月 日()利用・提供の条件
- 2 利用・提供を承諾しません。理由

第3号様式

社会教育施設における防犯カメラ等に係る画像データ管理簿

対象物	区分	日時	画像(再生画像又は 画像データ。部分含 む。) の名称	理由	その他

別表第1 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲

施設名	設置場所	設置台数	撮影範囲	保管期間	
	正面入口スロープ前	1台	駐輪場、歩行者出入口		
	ピロティ(駐車場前)	1台	駐車場、車出入口		
	ピロティ(受水槽扉前)	1台	ピロティ駐車場		
	正面入口(風除室)	1台	風除室、出入口ドア		
浜町公民館	1階廊下(図書室側)	1台	1階ホール、エレベーターホール	14日	
	1階廊下(事務室側)	1台	1階廊下		
	2階廊下(第2集会室前)	1台	2階エレベーターホール		
	2階廊下(講堂前)	1台	2階廊下		
	3階ホール	1台	3階ホール、エレベーターホール		
宮本公民館	エレベーター	1台	エレベーター内	39日	
海神公民館	2階玄関ホール	1台	風除室・出入口ドア	110日	
	地下駐車場	1台	駐車場出入口		
	1階スロープ	1台	スロープ周辺		
	1階玄関ホール	1台	玄関出入口		
	1階駐輪場出入口	1台	駐輪場出入口	- - 14日 -	
古初八尺約	1階駐輪場北側	1台	駐輪スペース		
東部公民館	2階エレベーターホール	1台	エレベーターホール周辺		
	3階エレベーターホール	1台	エレベーターホール周辺		
	4階ホワイエ	1台	ホワイエ周辺		
	エレベーター内	1台	エレベーター内		
	図書コーナー	1台	待合スペース		
	1階エレベーターホール	1台	エレベーター乗降口	34日 1時間	
	2階エレベーターホール	1台	エレベーター乗降口		
習志野台 公民館	3階エレベーターホール	1台	エレベーター乗降口		
- 12 4215	正面入口	1台	正面入口		
	駐車場側入口	1台	駐車場側入口		
飯山満 公民館	1階玄関ホール	1台	風除室・出入口ドア・1階玄関ホール	110日	
西部公民館	正面入口	1台	風除室・出入口ドア		
	西側壁面	1台	駐輪場中央部	7	
	北東側壁面	1台	公民館北東部分植栽・外周フェンス	7	
	地下駐車場入口横外壁	1台	駐車場出入口前方道路	30日	
	地下エレベーターホール前	1台	駐車場出入口		
	地下駐車場内奥柱上部	1台	駐車場中央部	7	
	地下エレヘーターホール	1台	公民館地下出入り口・エレベーターホール		

	北側壁面	1台	講堂非常階段上り口		
	東側壁面	1台	実習室裏口		
	実習室西側壁面	1台	外階段上り口		
注曲八日於	連絡所入口	1台	連絡所前風除室	60 🗆	
法典公民館	実習室前廊下	1台	南側廊下出口	60日	
	1階ホール	1台	1階エレベーターホール・階段上り口		
	2階ホール	1台	2階エレベーターホール・階段下り口		
	2階音楽室前廊下	1台	南側廊下出口	1	
	エレベーター	1台	エレベーター内	10日	
葛飾公民館	2階風除室	1台	風除室・出入口ドア	50日	
	2階ロビー	1台	2階ロビー		
	エントランスホール(北向き)	1台	風除室、出入口ドア		
	エントランスホール(南向き)	1台	出張所出入口、地域交流コーナー		
	1階ホール	1台	1階エレベーターホール		
	地域交流コーナー	1台	1階吹抜け階段		
	1階廊下(講堂スロープ前)	1台	1階廊下		
	2階ホール	1台	2階エレベーターホール	70日	
北部公民館	2階廊下(和室前)	1台	2階廊下		
	東側壁面	1台	東側通用口		
	南側壁面	1台	南側通用口		
	出張所西側壁面	1台	出張所職員通用口		
	出張所北側壁面	1台	北側歩行者用通路		
	講堂西側壁面	1台	出入ロドア		
	講堂北側壁面	1台	講堂北側広場		
	エントランスホール内(図書館入口側)	1台	エントランスホール(出入口ドア方向)	1	
二和公民館	エントランスホール内(出入口ドア側)	1台	エントランスホール(エレヘ゛ーターホール方向)	7日	
北図書館	3階ホール	1台	3階ホール(地区社協事務室方向)] / [
	4階ホール	1台	4階ホール(エレヘーター、階段方向)		
八木が谷 公民館	1階玄関ホール	1台	風除室・出入口ドア	110日	
松が丘	正面入口	1台	正面入口	50日	
公民館	駐車場側入口	1台	駐車場側入口	- 50 H	
坪井公民館	正面入口	1台	門扉から玄関入口		
	エントランスホール内	1台	風除室・出入口ドア	75日	
	講堂スロープ入口前	1台	ロビー・受付カウンター		
	館外東側	1台	館外東側非常階段		
	館外西側	1台	館外西側非常階段		
	地下駐車場入口	1台	地下駐車場出入口から車路		

高根台 公民館	1階玄関ホール	1台	1階玄関ホール	50 H	
	2階玄関ホール	1台	2階玄関ホール	50日	
	正面入口	1台	風除室•出入口		
	休憩コーナー	1台	休憩コーナー		
	ホール	1台	出入口·風除室		
	ホール	1台	総合カウンター付近		
	予約本受取コーナー	1台	予約本受取コーナー		
	児童書フロア	1台	児童書フロア・授乳室出入口		
	おはなし室	1台	おはなし室		
	公用車駐車場	1台	公用車駐車場	14日	
	職員用通用口	1台	職員用通用口		
	2階フロア	1台	2階トイレ出入口付近		
	2階フロア	1台	新聞・雑誌コーナー、2階エレベーター付近		
西図書館	読書テラス(2階)	1台	読書テラス(2階)		
四囚官邸	ギャラリー	1台	ギャラリー東側		
	ギャラリー	1台	ギャラリー西側		
	郷土資料室	1台	郷土資料室入口·通路		
	郷土資料室	1台	郷土資料室書架	5日	
	貴重資料収蔵庫前室	1台	貴重資料収蔵庫前室·貴重資料収蔵庫扉		
	多目的室	1台	多目的室		
	3階フロア	1台	階段口、持ち込みパソコン席入口		
	3階フロア	1台	YAコーナー	14日	
	読書テラス(3階)	1台	読書テラス(3階)	1.4 H	
	学習コーナー	1台	学習コーナー		
	閉架書庫	1台	閉架書庫		
	エレベーター	1台	エレベーター内		
+ / ·	西側エレヘータホール	1台	西側エレベーターホール入口		
市民文化 創造館	ホワイエ	1台	東側自動ドア	21日	
	調整室前	1台	調整室入口・トイレ前通路		
	1階ロビー	1台	ロビー、受付		
郷土資料館	2階第1展示室	1台	2階エレベーターホール		
	2階第1展示室	1台	2階第1展示室		
	2階第1展示室	1台	2階第1展示室		
	2階階段室	1台	2階階段室	21日	
	3階階段室	1台	3階階段室		
	3階第2展示室	1台	3階第2展示室		
	3階第2展示室	1台	3階第2展示室		
	3階学習室	1台	3階学習室		

	1階出入口	1台	出入口·受付	
飛ノ台史跡	1階展示室	1台	1階展示室	14日
公園博物館	2階展示室	1台	2階展示室	14
	3階展示室	1台	3階展示室	

別表第2 保安カメラの設置場所及び撮影範囲

施設名	設置場所	設置台数	撮影範囲
市民文化	ホール入口	1台	ホワイエ入口・ホール売店
ホール	中央ロビー	1台	ホールロビー
郷土資料館	エレベーター	1台	エレベーター内